

改正派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社QUICK E-Solutions

2012 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいますが）等を提供することが義務付けられました。（法第 23 条 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

※マージンには、営業利益以外に法定福利費、教育訓練等弊社の運営経費等なども含まれています。

本社
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 KABUTO ONE 12 階

2024 年対象期間 : 2024 年 1 月 1 日 ~ 2024 年 12 月 31 日
派遣労働者の数 : 5 名
派遣先数 : 2 社
派遣料金の平均額 : 70,976 円 / 8 時間
派遣労働者の平均賃金 : 33,112 円 / 8 時間
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別 :
☐ 労使協定を締結していない
☒ 労使協定を締結している
・ 協定労働者の範囲（プログラマー、システム・エンジニア）
・ 協定書の有効期間終期 2026 年 3 月 31 日

教育訓練の内容 :

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給 有給・無給
技術研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
階層別研修 (若手、中堅、主務、主幹、新任管理職)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
キャリアデザイン研修 (40 歳、50 歳)	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 : 総務・人事労務部 キャリア相談担当、電話番号 : 050-3354-0060
その他福利厚生 : 資格取得奨励規程、住宅家賃等補助支給規程、住宅融資規程、慶弔見舞規程、互助会制度、特別休暇、表彰制度
マージン率 : 53.3 %

以上